

平成21年第3回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事録要旨

1. 日 時 : 平成21年6月23日(火) 15:00～16:12
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 太田 貢理事,
山内 一也副学長, 佐藤 行信委員, 宮本 光明委員, 松田 忠男委員
4. 欠席者 : 高丸 修委員, 高橋 剛委員
5. 陪席者 : 上林 猛監事, 伊藤事務局長, 佐藤監査室長, 菅原病院事務部長, 市山教務部長,
小山総務課長, 藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 堤課長補佐,
国井課長補佐, 渡邊総務係主任

議事に先立ち、平成21年第2回(平成21年3月16日開催)経営協議会の議事録要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について、学長から発議の後、本報告書(案)のうち、特に「業務運営・財務内容等の状況」及び「附属病院」に関する事項を中心に審議願いたい旨が述べられた。

引き続き、藤井企画評価課長から資料1に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から次のとおり付言があった。

- ①本報告書(案)の附属書類として提出する「資料編」については、内容の整合性を取りながら事務局で取りまとめることとし、学長に一任願うこと。
- ②本報告書(案)等は、今月末までに国立大学法人評価委員会へ提出すること。
- ③年度評価に関する国立大学法人評価委員会によるヒアリングが、8月下旬に予定されていること。
- ④評価結果は、9月下旬頃に通知・公表される予定であること。

2. 第二期中期目標・中期計画素案(案)について

本件について、学長から発議の後、平成22年度から平成27年度に係る6年間の「中期目標・中期計画素案」を今月末までに文部科学省に提出しなければならないことから、笹嶋理事を委員長とした「目標・計画検討ワーキンググループ」において、資料2のとおり、素案を作成したことが述べられた。

次いで、藤井企画評価課長から資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、提出までに軽微な修正等の必要が生じた場合には、学長に一任願いたい旨、学長から付言があった。

3. 平成20事業年度決算について

本件について、学長から発議があり、これらについては6月17日開催の役員会において審議し、了承されたこと、及び同財務諸表等については、会計監事及び法定監査人である新日本有限責任監査法人にも見ていただいていることが述べられた。

次いで、今田会計課長から資料3に基づき、①損益計算書②貸借対照表③キャッシュ・フロー計算書④附属病院業務損益計算書⑤財務指標について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

4. 平成22年度概算要求について

本件について、学長から発議があり、これらについては6月17日開催の役員会及び教育研究評議会において審議し、了承されたことが述べられた。

次いで、今田会計課長及び中西施設課長から資料4に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①特別経費（プロジェクト分）は、「安心して早期に退院できる患者のフォローアップ体制の研究開発」で、2年計画の2年目の要求であること。
- ②基盤的設備等整備分については、教育設備2件、研究設備2件、医療機械設備3件を要求候補としていること。
- ③施設整備事業関係では、総合研究棟改修第Ⅲ期の改修面積3,160㎡と講義実習棟改修を継続要求とし、学部関係施設のバリアフリー整備、高次診療センター新営、動物実験施設改修及び実験実習機器センター改修を新規要求すること。
- ④営繕事業関係では、電話交換機の取替等2件を予定していること。

審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、学長から、現在、関係部署と調整中の事業があり、当該事業を含め、大学全体の要求順位については、今後の文部科学省との折衝等を踏まえ決定したい旨の提案があり、学長に一任することが了承された。

5. 平成21年6月期のボーナスの取扱いについて

去る5月1日に国家公務員の6月期のボーナス引下げの人事院勧告が行われ、その後5月29日に国の給与法が改正されたことを受け、本学の役職員の給与についても、本年6月期のボーナスの取扱いについて、国家公務員と同様に0.2月分の引下げを行いたい旨、学長から発議があった。

次いで、学長から、本来であれば、経営協議会で事前に審議、了承を得た上で、役員会に諮るべきところ、開催日の都合により、5月12日開催の役員会において審議し、了承されたことが述べられた。

審議の結果、原案のとおり、了承された。

6. 復職・子育て・介護支援センター（二輪草センター）の事業の継続について

本件について、学長から発議の後、資料6に基づき二輪草センターの昨年度の実績等について説明があった。

審議の結果、原案のとおり、平成22年1月以降も引き続き「二輪草センター」を存続させ、当該事業を継続して実施することが了承された。

なお、今後新たな事業として、病後児保育室を設置し、病後児保育を実施することとしたい旨、学長から付言があった。

7. 脳機能医工学研究センターの設置について

本件について、学長から発議の後、資料7に基づき「脳機能医工学研究センター」の概要について、以下のとおり説明があった。

- ①「脳機能と身体機能の機能再建」に関する基礎神経科学、臨床神経科学、医用工学及び神経リハビリテーションとの複合領域研究を推進するとともに、「運動機能と高次脳機能を健全に保つための医療教育サービス」の形を構築する。
- ②教授1名、准教授又は専任講師1名、助教1名、専任技師1名の4名で構成する。審議の結果、原案のとおり、脳機能医工学研究センターを設置することが了承された。

8. 教員のサバティカル研修について

本件について、学長から発議があり、これらについては6月17日開催の役員会及び教育研究評議会において審議し、了承されたことが述べられた。

次いで、学長から、教育、診療及び管理・運営に関する職務を免除し、担当業務又は専門分野に関する能力向上のため、自主的な調査研究及び技術習得に専念できる「教員のサバティカル研修」制度の導入について、資料8に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①サバティカル研修を取得できる者は、(1) 本学の専任教員として継続して勤務した期間が6年以上の者、(2) 教員の任期制の適用者、(3) 教員評価の直近2期間の評価結果が良好な者、(4) 取得時において60歳未満の者、のすべてに該当する者とする。
- ②研修期間は、2月以上1年以内の継続した期間とすること。
- ③研修期間中の代替措置に係る経費は、大学が別途措置すること。

審議の結果、原案のとおり、教員のサバティカル研修制度を導入することが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 「平成21年度総務省情報通信月間総務大臣表彰」の受賞について

この度、学長が、遠隔医療の全国的な普及に尽力し、医療分野における情報通信技術の利活用の推進に多大な貢献をしたことが評価され、資料9のとおり「平成21年度総務省情報通信月間総務大臣表彰」を受賞した。

(2) 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について

中期目標期間の業務の実績に関する評価結果について、資料10-1～10-3のとおり通知があり、平成16年度から平成19年度までの中期目標期間の業務実績の状況は、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」

と評価されたこと。

なお、中期目標計画の最終年度である平成21年度においても、当該評価結果を踏まえ、引き続き、中期目標・中期計画の達成に向けて取り組んでいくので、協力願いたいこと。

また、本学の評価結果は、実績報告書等とともに本学ウェブサイトにも掲載し公表しているため、第二期中期目標・中期計画素案の策定や今後の大学運営等に反映してもらいたいこと。

(3) 平成21年度補正予算について

平成21年度補正予算の本学関係分は、資料11のとおりであること。

また、周産期医療体制の整備として2億6千8百万円と、大学病院業務改善推進経費として、医療補助者等の雇用促進のため、若干名の人件費が配分される見込みであること。

(4) 平成21年度の会計監査人の選任について

平成21年度の本学の会計監査人の選任について、資料12のとおり、新日本監査法人を選任した旨文部科学大臣から通知があったこと。

(5) 平成20年度寄附金（5%拠出活用分）の決算報告について

本学の教育研究及び診療の活性化を図るために寄附金から拠出されている5%分についての、平成20年度の決算及び平成21年度の事業計画は、資料13のとおりであること。

(6) 受託研究、共同研究の受入れについて

平成21年度5月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料14のとおりであること。

(7) 寄附金の受入れについて

平成21年度3月分及び平成21年度4月～5月分の寄附金受入状況については、資料15のとおりであること。

(8) 平成21年度看護学科学生に対する奨学資金貸与者の決定について

平成21年度看護学科学生に対する奨学資金の貸与者が、資料16のとおり決定したこと。

なお、昨年度第4学年の貸与者は25名で、そのうち17名が今年度本院に常勤の看護職員として勤務していること。

(9) ドクターヘリ関連施設の整備について

ドクターヘリ関連施設の候補地については、地域住民への迷惑を最小限とした場合、B案が適しており、今後ヘリポートの整備を進めていくことが、平成21年3月16日開催の経営協議会において審議し了承されたことから、B案の職員用第一

駐車場を中心に、設計・管理業者等と調整を行っていたところであるが、4月に、西側に隣接している空き地の所有者である（株）旭川振興公社及び当公社の出資者である旭川市から、ドクターヘリの運航に関しては、極力当所有地に影響のないフライトとして欲しい旨の申し出があったこと。

再度候補地について検討を行った結果、資料17-1のとおり、B案より約50m南側である、職員用第三駐車場を新たな候補地として選定することで旭川市と折り合いをとったこと。

なお、地域住民の方々に、ドクターヘリのフライトについて理解と協力を求めるための住民説明会を、6月21日（日）の午前と午後の2回に分け開催したこと。

また、既存の駐車場を関連施設の設置場所として提供することにより、駐車台数140台が駐車不可能となるため、180台分の新たな駐車場を整備することとしたこと。

2. その他

・学長から、経営協議会における委員の任期は2年であり、平成21年7月10日までであること。次期の委員は、学長が指名することとなるため、次回の経営協議会の開催日程は、別途、通知する旨説明があった。

以上